

4-1 騒音・振動特定施設の解説

指定地域内において、届出を行う必要がある騒音・振動特定施設は次のとおり。

番号	特定施設の名称	規模又は能力			用途	
		騒音		振動		
		法	条例			
1	金	イ 圧延機械	定格出力の合計が22.5kW以上のもの			回転する2本のロールの間に金属を通過させて塑性加工し、金属の板材、条材、形材、パイプ材等をつくる機械
		ロ 製管機械	すべての施設			円筒素材に穴あけを行い、これを圧延して管をつくる機械
		ハ ベンディングマシン (ロール式のものに限る)	定格出力の合計が3.75kW以上のもの			金属材料の曲げを行う機械の総称
	属	ニ 液圧プレス (矯正プレスを除く)	すべての施設		すべての施設	水又は油の液圧でプレスし、金属素材の成型等塑性加工を行う機械
		ホ 機械プレス	呼び加圧能力が294kN以上のもの		すべての施設	被加工物を押圧する力を機械的に発生するプレス機の総称
		ヘ セン断機	定格出力が3.75kW以上のもの		定格出力が1kW以上のもの	一对のせん断刃が互いに閉じることによって、金属材料を切断する機械
	加	ト 鍛造機	すべての施設		すべての施設	金属を加熱し、圧力を加えるか、たたいて成型する機械
		チ ワイヤフォーミングマシン	すべての施設		定格出力が37.5kW以上のもの	線材又は針金を加工する機械
		リ ブラスト (タンブラスト以外のものであって密閉式を除く)	すべての施設			鉄片、砂等を鋳物等に向けて噴射し表面を清掃する機械
	工	ヌ タンブラー	すべての施設			鋳造品と多角形の鉄片とを胴体内で回転させ表面を清掃する機械
		ル 切断機 (条例名称：高速度切断機)	といしを用いるものに限る	といしを用いるものを除く		金属材料を高速回転する円板の刃に押しつけて切断する機械
		オ やすり目立機		すべての施設		刃の連続的な上下運動により、なまし鉄(棒)にやすり目を刻む機械
	械	ワ 旋盤		定格出力が3.75kW以上のもの		工作物を主軸とともに回転させ、往復台上にある刃物を前後左右に動かして切削する機械
		カ 型削盤		定格出力が3.75kW以上のもの		小型工作物の平面を切削する機械(テーブルに工作物を取り付け刃物を往復させて切削を行う。)
		コ 平削盤		定格出力が7.5kW以上のもの		長大な平面を切削するのに用いる機械(水平に往復運動する台に工作物を固定し、台の往復ごとに運動方向に直角に刃を送って削る。)
		タ 金属研磨機 (移動式のものを除く)		すべての施設		といしを工具刃先として、精密なもの若しくは硬い金属の加工をする機械

番号	特定施設の名称	規模又は能力			用途	
		騒音		振動		
		法	条例			
2	空気圧縮機及び送風機	定格出力が7.5kW以上のもの	定格出力が7.5kW未満3.75kW以上のもの	圧縮機で、定格出力が7.5kW以上のもの	送風機と圧縮機は原理構造は同じであるが、割合に風圧が低いものが送風機で、数気圧の圧力を発生するのが圧縮機	
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	定格出力が7.5kW以上のもの		定格出力が7.5kW以上のもの	【破碎機】 鉱山での鉱石の破碎，化学工場や窯業における原料及び製品の粉碎に使用 【摩砕機】 鉱山，化学工場などで原料の細・微粉碎等に使用 【ふるい，分級機】 鉱石粒などを粒の大小で分類するために使用	
4	織機 (原動機を用いるものに限る)	すべての施設		すべての施設	繊維糸を織物として織り上げる機械	
5	建設用資材製造機械	イ コンクリートプラント (気泡コンクリートプラントを除く)	混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のもの			コンクリートの材料を集合貯蔵し，所定配合量づつ計量してコンクリートミキサに投入混練してコンクリートを製造する設備
		ロ アスファルトプラント	混練機の混練重量が，200kg以上のもの			機械作業で骨材を加熱乾燥し，それとアスファルト溶液等を混合してアスファルト合材を生産する設備
		ハ コンクリートブロックマシン		すべての施設	定格出力の合計が2.95kW以上のもの	練り混ぜられたコンクリートを型枠に入れ，振動を加えて土木・建築用のブロックを造る機械
		ニ コンクリート管製造機械			定格出力の合計が10kW以上のもの	コンクリートを管又は柱状の型枠に流し込み，その型枠を長軸に沿って回転させ，その遠心力によって均質な柱及び管を造る機械
		ホ コンクリート柱製造機械				
6	穀物用製粉機 (ロール式のものに限る)	定格出力が7.5kW以上のもの			小麦等を粉碎する機械	
7	木材加工機械	イ ドラムパーカー	すべての施設		すべての施設	ドラムの中に入れて原木を入れ，ドラムを回転させて樹皮を剥ぐ機械
		ロ チッパー	定格出力が2.25kW以上のもの		定格出力が2.2kW以上のもの	パーカーで皮むきした丸太をパルプ原料であるチップ（小削片）に切削する機械
		ハ 碎木機	すべての施設			砂岩等の円筒型砥石を回転させ，皮むきした丸太を押し付けて製紙用の木材粉をつくる機械
		ニ 帯のこ盤	定格出力が製材用15kW以上，木工用2.25kW以上のもの	定格出力が木工用2.25kW未満0.75kW以上のもの		エンドレスの帯状ののこを高速回転させ木材を切断する機械
		ホ 丸のこ盤				丸のこを高速回転させて木材を切断する機械
	ヘ かな盤	定格出力が2.25kW以上のもの	定格出力が2.25kW未満0.75kW以上のもの		木材の凸凹の表面を平坦化する，塗装のための仕上げ面を得る等のために木材表面を削る機械	

番号	特定施設の名称	規模又は能力			用途
		騒音		振動	
		法	条例		
8	抄紙機	すべての施設			パルプ液を紙にすき、乾燥させる機械で、長いロール状となった紙が製造される
9	印刷機械 (原動機を用いるものに限る)	すべての施設		定格出力が2.2kW以上のもの	印刷版の表面にインキをつけ、版面の文字等を紙・布などに刷り写す機械
10	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機			カレンダーロール機以外のもの で定格出力が30kW以上のもの	生ゴム、合成樹脂をロールで練りほぐし、そこへ加硫用の硫黄など種々の配合薬品を加え練りあげる機械
11	合成樹脂用射出成形機	すべての施設		すべての施設	加熱し溶けた合成樹脂を金型に射出し成型を行う機械
12	鋳造型機 (ジョルト式のものに限る)	すべての施設		すべての施設	鋳物砂を型に入れ振動で突き固め鋳型を造る機械
13	ダイカストマシン		すべての施設		アルミニウム、銅、亜鉛等及びそれらの合金を熔融したものを圧力によって金型に押し込んで鋳造する機械
14	オシレートコンベア		すべての施設		未冷却鋳物を振動させながら運搬するコンベア
15	電動発電機		すべての施設		交流電動機に直流発電機を直結させて運転し、交流を直流に交換する整流装置(鋳物溶解の熱源として使用)

(注) 番号は整理番号であり、法・条例の号番号とは一致しない。

4-2 騒音・振動特定建設作業の解説

指定地域内において、届出を行う必要がある特定建設作業は次のとおり。

番号	特定建設作業の名称(種類又は能力)		用途
	騒音	振動	
1	くい打機(もんけんを除く)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く)	くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業	【くい打機】 既製くいや矢板等を打ち込む機械 【くい抜機】 打ち込んだくいや矢板等を引き抜く機械 【くい打くい抜機】 同一機械でくいや矢板等の打ち込み、引き抜きを行う機械
2	びょう打機を使用する作業		鉄骨の接合方法のうち、高温に熱したリベットを鋼材の穴に挿入し、びょう打機でしめて接合する作業
3	削岩機を使用する作業 (作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る)		空気圧縮機から送られた圧縮空気を動力としてコンクリートに穴をあける「のみ」を駆動し、その衝撃力で既存の構造物や舗装版の取り壊し等を行う作業
4	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、原動機の定格出力が15kW以上のものに限る)を使用する作業 (削岩機の動力として使用する作業を除く)		コンクリート輸送作業や建築物塗装作業における吹付け等の動力に空気圧縮機の圧縮空気を使用する作業

番号	特定建設作業の名称（種類又は能力）		用途
	騒音	振動	
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上のものに限る）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る）を設けて行なう作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行なう作業を除く）		コンクリートプラント又はアスファルトプラントを特定の工事のため現場内あるいは近くに一時的に設置し使用する作業
6		鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	1～3トンの鋼球をクレーンなどで吊り、落下又はクレーンを旋回させて建築物等に衝突させ、その衝撃力を利用して破壊する作業
7		舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）	車体の前部に500kg程度のハンマを取り付け、2～3mの高さから直接舗装版に落下させ破壊する作業
8		ブレーカー（手持式のものを除く）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）	さく岩機をショベルカーに取り付け、コンクリート等の破壊を行う作業
9	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る）を使用する作業		ショベルカーにバケットを取り付け、溝等の掘削を行う作業
10	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る）を使用する作業		掘削された土砂をダンプトラック等に積み込む作業
11	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る）を使用する作業		土砂の掘削、押土等を行う作業

(注) 番号は整理番号であり、法の号番号とは一致しない。